

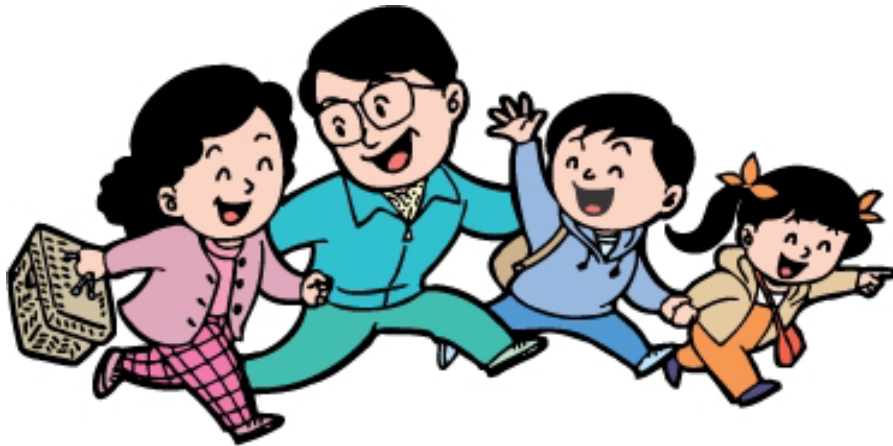
田辺市男女共同参画センター広報紙

第41号

平成21年11月16日発行

ゆう

～ともに歩こう すてきな未来へ～



# 11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

平成17年に田辺市内居住者1,200人を対象として実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、856人から回答があり、殴る・けるなどの暴力を何度も受けた経験のある女性の割合は6.9%、男性の割合は0.8%という結果が出ています。暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、このような状況から見ると、特に女性に対する暴力に関する取組を強化する必要があり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク  
(内閣府男女共同参画局)

## ◎DVとは

DV（ドメスティックバイオレンス）とは、夫婦（事実婚を含む）間で起こる暴力のことをいいます。また、離婚後も元配偶者から引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

配偶者からの暴力は、長い間、夫婦げんかなど家庭内の個人的な問題として扱われてきましたが、平成13年に「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」が制定されたことにより、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり男女平等の実現を妨げる行為であると位置づけられました。

## ◎殴る・けるだけが暴力ではありません。

殴る・けるなどの身体的暴力は人の目に触れやすく、暴力として理解しやすいものですが、DVは身体的暴力だけではなく、心理的暴力・社会的暴力・経済的暴力・性的暴力など外部から見えにくい様々な行為があります。

■身体的暴力 殴る、ける、刃物で傷つける、突き飛ばす、首をしめる、物を投げつける など

■心理的暴力 何を言っても無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、脅す、ののしる など

■社会的暴力 交友関係や電話・メールなどを細かく監視する、実家とのつきあいを制限する、外出させない など

■経済的暴力 生活費を渡さない、あるいは極端に少額の生活費しか渡さない、借金を負わせる など

■性的暴力 無理やりアダルトビデオなどを見せる、性的な行為を強要する、避妊に協力しない など

## ◎DV被害者の心理は

「私さえ我慢すればいつか変わってくれる」と自分に言い聞かせたり、「夫が暴力を振るうのは自分が至らないから」「夫の暴言のとおりダメな人間だ」と思い込み自分自身を責めたり、「これくらいの暴力はどこ家庭でもあるものだから仕方がないこと」とあきらめている被害者もいます。

また、DV被害者は、身体的な暴力などの外傷ばかりではなく、精神的にも非常に傷つき、恐怖感や無気力感で逃げることができない状態になっている人もいます。世間体を気にしたり、子供の学校関係やこれまで築いてきた人間関係を切って暮らすことや今後の生活に対する不安などを考えたりすると、なかなか行動に移せないのが現状です。

## ◎子供への影響は

子供が、一番安全で安心であるべき家庭で両親の暴力を見て育つことは心に大きな傷を負います。子供によっては、喜怒哀楽の感情表現ができなくなったり、心身の成長・発達に長期にわたって影響を及ぼしたりします。配偶者に対する暴力を子供に見せることも「児童虐待」にあたります。また、夫の暴力が妻から子供にまで及んだり、暴力を受けた妻が子供を虐待したりすることもあります。

さらに、両親の暴力を見て育った子供は、将来、良好な人間関係を築けなくなったり、自分自身がDVの加害者や被害者になってしまう暴力の世代間連鎖を生じるおそれもあったり、子供に非常に深刻な影響を与えてしまうのです。

ひとりで悩まず、まず相談を！

男女共同参画推進員企画講演会

認知症の母と、その母を支える  
家族の心の葛藤、悲しさ、混乱、  
喜びを、詩を交えて語る講演会。

# 支える側が支えられるとき

## ～認知症の母が教えてくれたこと～

講師 藤川 幸之助さん (介護詩人)

1962年生まれ。小学校教員を経て、詩作・文筆活動に専念。20年前、当時60歳の母親がアルツハイマー病と診断され、以後、母親に寄り添いながら、認知症やいのちに関する詩や物語を書き続けている。現在は、全国で講演活動を行っている。



12月13日(日) 午後2時～4時

田辺市民総合センター4階「交流ホール」定員：70名（先着順）

※無料一時保育があります。

(0歳～小学3年生まで。12月3日(木)までにお申込みください。)

お申し込みは、12月11日(金)までに  
男女共同参画推進センターに、  
電話・ファクシミリ・E-mailで。

●電話 0739-26-4936  
●ファクシミリ 0739-24-8323  
●E-mail danjo@city.tanabe.lg.jp

### 男女共同参画センター 図書コーナーのご案内

男女共同参画センターのビデオ・図書をご紹介します。センターにはこのほか、約300冊の図書と、約40本のビデオ（DVD含む）があり、お一人2週間まで貸出しをしています。

『満月の夜、母を施設に置いて』

藤川幸之助



「誰のために生きているのか、母さん…」アルツハイマー病になった母に注がれる、切なくて哀しくて優しい詩たち。

『たった1分！自分に自信がつく  
リラックス法』

田中ウルヴェ京



イライラ、くよくよ、モヤモヤ。みんな、まとめて飛んでいけ！読むほどに「心と体」が軽くなる。上手な気分転換の方法、前向きに生きるヒントがつまっています。

## 女性電話相談室から ～暴力は“犯罪”です！～



暴力は“犯罪”です。

夫婦・恋人など、どんな関係にあっても暴力は許され  
ません。

ひどい暴力を受けたら、身の危険を感じたら、  
すぐ警察へ！

暴力を受けて傷を負ったら、まず病院へ！  
どうすればいいのかわいたら、女性電話相談  
26 - 4919 へお電話ください。



11月28日(土)

午前10時～午後4時

女性電話相談を開設します

田辺市男女共同参画センター 相談室

相談専用電話 0739 - 26 - 4919

月曜日～金曜日 午前9時～正午(祝日を除く)

女性電話相談では、女性が出会うさまざまな悩みをともに受け止め、気持ちの整理をお手伝いし、問題解決のための一歩を踏み出す応援をしています。

一人で悩まないで、どんなことでも気軽にお電話ください。秘密は守ります。



発行：田辺市男女共同参画センター

開館時間

午前8時30分～午後5時30分

休館日

毎週土曜・日曜、祝日、年末年始(12月29日～  
1月3日)

所在地

〒646-0031 和歌山県田辺市湊1619-8

田辺市民総合センター4階

連絡先

電話：0739-26-4936

ファックス：0739-24-8323

Eメール：danjo@city.tanabe.lg.jp

交通

JR：紀伊田辺駅から徒歩15分

明光バス・龍神バス：栄町停留所(市民総合セン  
ター前)から徒歩1分